

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和 2 年 (2020 年) 8 月 2 5 日 (火) 1 4 時 5 5 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 1 0 2 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 1 0 番 飯田正実、1 1 番 平井保男、1 2 番 郷原均、 1 3 番 三橋義昭 以上 1 3 名
事務局出席者	鈴木事務局長・桐戸担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	4 番市川委員、 12 番郷原委員
議長(平井会長)	総会の開会に先立ち、本日は皆様の就任後、具体的な審議を行う初めての定例総会ですので、先に農業委員会制度について事務局から説明があります。事務局よりお願いいたします。
事務局(名塚職員)	議長。7 月 20 日に委員の皆様が就任し、具体的な審議を行う初めての定例総会であることから、開会に先立ち、農業委員会制度について、着席して簡潔にご説明いたします。 本日お配りしております、農業委員会研修テキストシリーズ 1、農業委員会制度の 2 ページからをご覧ください。まず、農業委員会の業務について、ご説明します。はじめに、畑や田んぼには、法律で様々な規制がかけられています。例えば、自分の畑を売ったり、別の人に貸したり、畑をやめて、そこに家を建てたりする時には、基本的に農業委員会での手続きが必要となります。この時に、農業委員会ではテキスト 2 ページにあるように、畑を売ったり、家を建てたりすることができるかどうか、法律に基づいて審査をします。また、自分の持っている畑を耕作できずに何年も放置してしまい、草が生えて荒れてしまった土地を「遊休農地」と呼びますが、この遊休農地がなくなるようにするのも、農業委員会の仕事です。鎌倉市では、先程開催しました鎌倉市遊休農地解消対策協議会で、荒れた畑の復元活動を行っています。また、荒れている農地をなくすために、周りの農家へ畑を借りないか聞いたり、畑を貸したい人と借りたい人との間を取り持つことも農業委員の重要な仕事です。その他にも、地域の農業に関する様々な意見をとりまとめ、国の政策に反映するよう、意見を提出することもあります。また、5 ページに記載されておりますような、農業者年金の加入推進なども行っており、農業者の方にメリットのある制度などを広めていくことも重要です。 次に、農業委員会組織について、ご説明いたします。6 ページをご覧ください。6 ページに記載のとおり、農業委員会は、市町村ごとに設置が義務付けられています。しかし、6 ページ一番下に記載のとおり、農地面積が小さい市町村は、農業委員会を置か

	ないことができます。鎌倉市の農地面積は、約100ヘクタールで、記載されている200ヘクタールを下回るため、農業委員会を置かないこともできます。しかし、農業振興には農業委員会の活動が必要であると市として判断し、設置をしています。また、7ページに記載のとおり、農業委員会には、県の組織として農業会議、国の組織として全国農業会議所が存在します。これらは研修会の開催等、農業委員会の活動をサポートしてくれる機関です。 続いて10ページをご覧ください。農業委員会には通常、表のとおり農業委員と、農地利用最適化推進委員が設置されています。しかし、カの①には、「次のいずれかの市町村は、推進委員を委嘱しないことができます。①農業委員会の必置義務が課されていない市町村」とあります。これは、鎌倉市のような、農業委員会を置かなくてもよい市町村は、推進委員を委嘱しなくてもよいとされているものです。この制度は平成27年に改正されたものですが、本市はそれまでも遊休農地の解消など、推進委員が行うべき活動を農業委員が積極的に行ってきたことも考慮し、農業委員のみで活動することとしたものです。これにより推進委員を置かず、農業委員13名のみで構成されています。 最後に11ページをご覧ください。農業委員会の総会についてですが、これから行う総会は、農業委員会として決定したりすることや、畑の貸し借り、売り買いなどを許可するかについて審議を行うものです。市町村によっては、部会を設けて審議を行っている場合もございますが、本市は、案件も少なく、農地面積も他市と比べ小さいことから、総会のみで審議しています。ここまでが農業委員会の組織についての概要です。 12ページ以降の内容につきましては、今後の総会の議案が上程されるたびに、ご説明をさせていただきます。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見がないようですので、定刻前ですが、出席予定者が全員揃っていますので、引き続き総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。4番市川委員、12番郷原委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、3番石澤委員、5番小泉委員にお願いいたします。現況証明委員については、3番石澤委員、4番市川委員にお願いいたします。本日の事日程は、事務局から本日配布しております「鎌倉市農業委員会8月総会議事日程」のとおりとなります。それでは、日程第1から順に事務局から報告をお願いいたします。

事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第9号、農地地法第4条第1項第8号の規定による農地転用 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件ご報告します。 はじめに、農地転用についてご説明いたします。農業委員会研修テキストシリーズ2農地法の22ページと、農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、A3の農地区分概要をご覧ください。22ページ上段に記載のとおり、農地を農地以外のもの、例えば駐車場や、家にしようとする時には、県知事等の許可を得なければならないとされています。農地区分概要のとおり、市内には市街化を抑制する市街化調整区域と、市街化を促進していく市街化区域の二つの区域があり、市街化区域の農地については、農業委員会に届け出ることによって許可は不要となります。続いて、テキスト23ページをご覧ください。記載のとおり、土地の所有者が農地を転用する場合は農地法第4条、売買等を伴う農地転用は農地法第5条の、許可、もしくは届出が必要となります。23ページ後段に記載のとおり、市街化区域の農地転用について、農業委員会に届出が出された場合、事務局で処理し、届出を受理したことを書面で申請者へ通知します。 続いて今回の報告についてですが、先程ご説明した、農地法第4条の届出について、7月11日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。資料につきましては、事前に郵送させていただきました報告・議案書の1ページ目、本日配布させていただいております当日資料の1ページ目、報告第9号 整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は、報告書に記載のとおりです。整理番号1は、令和2年10月8日に専用住宅へ転用のため、令和2年7月20日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料2ページ目、報告第9号、整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年8月17日に道路へ転用のため、令和2年8月14日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料3ページ目、報告第9号、整理番号3の案内図をご覧ください。整理番号3は、令和2年8月17日に専用住宅へ転用のため、令和2年8月14日に専決処分いたしました。以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。整理番号1についてですが、土地の現状からみて、すでに公道認定、つまり鎌倉市の市道に認定されているのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。該当地番に対する農転の届出のため、詳細までお伺いすることはできず、把握できていないので、後日お調べしてお答えいたします。
3番(石澤委員)	議長。わかりました。

	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告10号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第2、報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件ご報告します。 報告・議案書の2ページ目の報告第10号の報告書、当日資料の4ページ目、報告第10号整理番号1の案内図をご覧ください。まず、先程テキストの23ページにてご説明させていただいたとおり、売買等を伴う農地転用については、市街化調整区域は農地法第5条の許可、市街化区域は届出が必要になります。 本報告は、農地法第5条の届出について、7月11日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。整理番号1は、令和2年9月1日に事務所へ転用のため、令和2年7月17日に専決処分いたしました。続きまして、当日資料5ページ、報告第10号、整理番号2の案内図をご覧ください。整理番号2は、令和2年9月1日に専用住宅へ転用のため、令和2年8月5日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。近隣の所有者は、誰になるのか。
事務局(名塚職員)	議長。この筆のみ農転の届出が出ていなかったもので、本件の土地の譲受人と近隣の所有者は同一であると思われますが、後日お調べしてお答えいたします。
3番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第16号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、上程いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第3、議案第16号、鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明します。参考資料はございません。鎌倉市都市計画審議会は、鎌倉市のまちづくりに必要な都市計画の具体的な方策を審議するため、市長の附属機関として設置されており、農業委員会からは1名が委員となっています。令和2年3月31日付で鎌倉市長より鎌倉市都市計画審議会委員の推薦について依頼があり、令和2年4月総会にて、前農業委員の安齊清一氏を令和2年6月1日から2年間審議会委員とすることとしていました。

	この度、令和2年7月20日付で新たに任命された委員の皆様の中から、審議会委員を1名推薦する必要があります、ご審議いただきたいものです。なお、任期につきましては、市都市計画課への推薦後、決定した委嘱日から令和5年5月31日までとなります。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	ただいま事務局から説明がありましたが、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見がないようですので、事務局の案を聞くことでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	それでは、ご異議がないようですので、事務局何か案はありますでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。事務局といたしましては、これまで農業委員会会長を推薦していたことから、平井保男会長を推薦したいと考えております。
議長(平井会長)	ただいま事務局から、私を推薦する旨、説明がありましたが、他に立候補いただける方はいらっしゃいませんか。
	(「平井会長推薦」の声)
議長(平井会長)	それでは私を推薦するというご意見について、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第16号について、私、平井保男を推薦することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第17号、農業経営改善計画認定申請書(案)に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、議案第17号、農業経営改善計画認定申請書(案)に対する意見について、ご説明します。お手元の報告・議案書の4ページ目、農業委員会研修テキストシリーズ3の4ページ目をご覧ください。 はじめに、認定農業者制度についてご説明します。本制度は、市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が5年後に向けた経営改善を進める計画を作成し、市が認定するものです。これ

	により認定農業者となった農業者は、補助金などの様々な支援を受けることができます。認定の基準については、テキスト4ページ目に記載のとおりです。本件の申請者である■■■■は、平成27年7月7日に経営改善計画の認定を受けており、認定の期限である令和2年7月6日を超過しての認定申請となりますが、引き続きでの計画の認定を目指しているものです。これについて、市が認定するにあたり、当委員会のほか、JA、県農業技術センターへ意見照会がされているものです。 続いて、農業委員会法令関係資料のファイルでお配りしております資料のうち、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をご覧ください。国が作成している、認定農業者制度のガイドラインによると、計画の認定にあたっては、①農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること、②農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること、③農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであることというすべての認定基準を満たす場合に、農業経営改善計画の認定を行うとされています。市農水課へ確認したところ、本市の基本構想では所得目標が450万円～550万円程度とされており、今回の目標では所得目標が440万ですので、基本構想の額を満たしてはいないものの、これまでの認定の実績、金額以外の内容の実現性などから総合的に審査し、おおむね基準を満たしており、認定に値すると判断しているとのことです。 本計画について、ご意見等がありましたら、とりまとめさせていただきます、市へ意見を送付するものです。今後の市の認定の流れといたしましては、各照会先からの意見を踏まえ、修正の必要があれば、■■■■へ指導し、その計画をもって認定を行うとのことです。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第17号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第17号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第5、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農

	地等の利用状況について説明いたします。まず、相続税の納税猶予の制度について説明いたします。農業委員会法令関係資料のファイルにてお配りしております「相続税・贈与税納税猶予制度の概要について」をご覧ください。 資料1 ページ目に記載のとおり、相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。続いて2ページをご覧ください。納税猶予の対象についてですが、鎌倉市は三大都市圏特定市に指定されているため、市街化調整区域内の農地と市街化区域内で生産緑地の指定を受けた農地のみが納税猶予を受けることができます。相続税の納税猶予については、2ページ中段の※に記載のとおり、平成21年12月15日前に納税猶予の適用を受けている市街化区域外の農地に限り、申告書提出期限から20年間農業経営を継続した場合、納税が免除されます。(つまり平成21年12月15日までに、市街化調整区域の農地で納税猶予を受けた人は20年間継続して耕作をしていれば、納税が免除となるということです。) 議案第18号、19号は、鎌倉税務署長から20年間の終期を迎えるにあたり、納税猶予を受けた特例農地の全てが、申告時と同等に耕作されていることを確認するための依頼があったものです。本日の総会でご承認いただければ、鎌倉税務署長宛てに相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告を行い、猶予を受けた相続税額の免除が確定することとなります。なお、この制度は平成21年度に改正され、平成21年12月15日以降に申告した場合、20年経過しても免除されず、終身営農が要件となりました。 それでは、議案第18号について、ご説明いたします。お手元の報告・議案書の7ページ、当日資料の6ページ、議案第18号参考資料をご覧ください。議案第18号についてですが、被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。なお、対象の農地は全て市街化調整区域にあります。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1 番(小川委員)	議長。1 番。8 月 18 日(火) 後 2 時より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、サトイモ、落花生などの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います

	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第18号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第18号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第19号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、上程いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。(該当委員退席) 会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第6、議案第19号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について説明いたします。お手元の報告・議案書の8ページ、当日資料の7ページから9ページ、議案第19号参考資料①～③をご覧ください。 本件も、議案第18号と同様、鎌倉税務署長から20年間の終期を迎えるにあたり、納税猶予を受けた特例農地の全てが、申告時と同等に耕作されていることを確認するための依頼があったものです。本日の総会でご承認いただければ、鎌倉税務署長宛てに相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告を行い、猶予を受けた相続税額の免除が確定することとなります。 議案第19号についてですが、被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。対象の農地は全て市街化調整区域にあります。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。8月18日(火)午後2時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、ナス、ししとうなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われれます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第19号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第19号は承認されました。議事の

	都合により、暫時休憩いたします。(該当委員入室)
議長(平井会長)	会議を再開いたします。次に、日程第7、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。はじめに、農地法第3条についてご説明します。農業委員会研修テキストシリーズ2農地法の6ページをご覧ください。農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。次に、8ページをご覧ください。農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第20号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。報告・議案書の9ページ、当日資料の10ページの案内図をご覧ください。案内図の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、申請者が現在耕作している土地です。本件は、議案書記載の申請者より、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。譲渡人と譲受人は同一経営体で耕作をしている親子です。許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件は、4つを満たしていることが条件となります。 まず、テキスト9ページに記載されている「1 全部効率要件」についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。申請人は、本人、父、兄、母の4人で農業(植木畑)に従事しています。また、トラクター、耕うん機、ユンボ等の機材を保有していること、従事者の4名は全員20年以上の従事経験があり、労働力についても問題ないことを確認しています。 次に、テキスト10ページをご覧ください。「3 農作業常時従事要件」についてですが、申請人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。従事者のうち、申請者、父、兄の3名は年280日、母は60日従事しているとのことで、要件を満たしています。 次に、テキスト11ページの「4 下限面積要件」についてですが、権利を取得する者またはその世帯員等が耕作する面積が、取得する土地を含めて50a以上であることとされているものです。ただし、各農業委員会、地域の実情を踏まえて「別段の面積」を設定することができ、鎌倉市は、ファイルにてお配りしております鎌倉市告示第9号に記載のとおり定めています。申請者の耕作面積は、25,646平方メートルで、城廻地域の農地を取得するための下限面積40アール=4,000平方メートルの要件を満たしてい

	ます。なお、一経営体内での所有権移転ですので、権利移転後の耕作面積に変更はありません。 最後に、12 ページに記載の「5 地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。本件は所有権の移転であるものの、一経営体内での所有権移転であるため、影響はありません。これにより、4 つの要件すべてを満たしています。 農地法第 3 条による許可については、農業委員会による許可になりますので、本日当委員会でご審議いただき、承認されれば、申請者に対して許可書を交付することになります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2 番(浜野委員)	議長。2 番。8 月 18 日(火)午後 2 時より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、植木が植えられており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 20 号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 20 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 22 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について、関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 8、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 22 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件、関連案件ですので 一括してご説明します。 はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画と農地中間管理事業についてご説明いたします。農業委員会研修テキストシリーズ 3、農地法関連法制度の 8 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画を市が作成し、農業委員会の決定を経て、告示を行うことで、農地法の許可を受けることなく、賃借や売買等の手続きを行うことができる制度があります。この手続きを行うことができるのは、市街

	化調整区域の農地に限られます。農用地利用集積計画による貸し借りは、8 ページに記載のとおり、出し手（土地所有者）と受け手（担い手）の相対で賃借を行います。 次に、10 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律では、各県にひとつずつある農地中管理機構、神奈川県では神奈川県農業公社が、仲介役となり、農地の貸し借りをを行います。これは、出し手（土地所有者）から農業公社へ農地を貸出し、農業公社から担い手へ農地を貸し出すもので、それぞれの貸し借りについて、農業委員会でご審議をいただく必要があるものです。 それでは、議案第 21 号、22 号について、ご説明いたします。お手元の報告・議案書の 10、11 ページ、当日資料の 11 ページの案内図をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。議案第 1 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用 集積計画の決定を求められているものです。議案第 22 号は、ただ今ご説明した議案第 21 号の土地を農業公社から██████に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。賃借料は、1 平方メートル当たり 24 円、年間 17,700 円となっています。██████の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で現在計 2,100 m²を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのこと。なお、本件は新規の貸し借りの案件です。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2 番(浜野委員)	議長。2 番。8 月 18 日（火）午後 2 時より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。本件は、新規案件であるため、借り手の現在の耕作状況を確認したところ、トマト、ナスなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われれます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 21 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 21 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第 22 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 22 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 10、その他、諸般の報告について、5 件、報告いた

	します。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第 10、その他、諸般の報告について、5 件、報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、ご報告します。平成21年の農地法改正により農業委員会に利用状況調査が義務付けられ、農地を 1 筆ごと、目視で確認する現地調査を実施し、取りまとめ後、県へ報告するものです。市街化調整区域の農地、生産緑地の調査を皆様をお願いします。調査は原則 2 名で行っていただき、雑草が繁茂しているなど、農地として管理がされていない場合には、昨年度の結果や周辺農地の状況も考慮して判断していただきます。今回、新たに農業委員になられた方や、ご希望の委員の方につきましては、それぞれ初回の現地調査に事務局が同行させていただき、調査の方法等についてお示しさせていただきたいと考えております。なお、地区割りについては、前任期の調査の割り振りを参考に作成しております。調査結果については、10月総会の際にご提出をお願いします。資料についてですが、字ごとの農地のリストと、地図資料を用意しました。リストには、調査日時、調査者を記入していただき、農地として草刈り等適切な管理が行われている場合には○を、雑草が繁茂している等の場合には×の記入を、判断に困る場合は、農地の現況を記入してください。ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。なお、市街化区域の農地と、一部の調整区域、生産緑地の調査については、事務局で対応する予定です。 本総会終了後、各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。また、事務局の同行する日程についても後ほど調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 諸般の報告 2、令和 2 年度神奈川県農業会議農政活動協力金(旧賛助会費)の募金について、説明させていただきます。担当する委員の皆様へ封筒と一緒にお配りしております「令和 2 年度神奈川県農業会議農政活動協力金(募金)の募集について」をご覧ください。募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員(賛助会員)として、農家 1 戸当り 600 円の募金を集めて(農業委員会連合会を通じ)農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。 今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様、各地区を回っていただき農政活動協力金(賛助会費)の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、下記配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。また、領収書については、氏

	名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。集めました募金につきましては、領収書と合わせて11月13日(金)までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。 諸般の報告3、農業者年金加入推進研修会の開催について、ご報告します。諸般の報告3参考資料をご覧ください。一般社団法人神奈川県農業会議より、資料のとおり、研修会の通知があったものです。日時、場所については、お手元の資料のとおりとなっています。出席をご希望される方がいらっしゃいましたら、本日中に事務局までお伝えいただきますようお願いいたします。なお、現時点で、農業者年金加入推進部長である飯田委員と、事務局から1名が出席予定となっております。 続きまして、諸般の報告4、令和2年度神奈川県農業委員会大会の中止について、お知らせします。神奈川県農業委員会大会とは、年に1度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開するために行われるものです。去年は厚木市文化会館で開催されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ中止とする旨通知がありました。なお、農業委員大会では、各市町村の要望事項を各地域の連合会、鎌倉市は湘南地区農業委員会連合会となりますが、ここでとりまとめを行い、大会内で決議し、神奈川県に対して要請しておりますが、これについて今年度は書面にて後日依頼がありますので、追って通知させていただきます。 最後に、9月総会の日程についてご報告させていただきます。次回は、9月25日(金)15時30分から、鎌倉市役所第3分庁舎1階講堂で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和2年度第5回総会閉会いたします。ありがとうございました。
会 長 平井 久男	
議事録署名委員 3番 石澤 一夫	
議事録署名委員 5番 小泉 純久夫	